

改 正 後	改 正 前
<p>第 1・第 2 [略]</p> <p>第 3 事業の内容</p> <p><u>1. 交付対象事業</u></p> <p>農業委員会の積極的な活動を推進するため、<u>農業委員会法第 6 条第 2 項の規定による</u>農地利用の最適化に係る活動（以下「最適化活動」といいます。）を実施するために必要となる次の事業に係る経費について交付金を交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとします。</p> <p><u>(1) 推進委員等による最適化活動推進事業</u></p> <p><u>農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員等」といいます。）が行う農地等のあっせん・利用調整、遊休農地の解消、新規参入の促進等の最適化活動を推進するため、次に掲げる経費を支援します。</u></p> <p><u>ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬に係る経費</u></p> <p><u>推進委員等が実施する最適化活動の実績に応じて支払う報酬の財源</u></p> <p><u>イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握に係る経費</u></p> <p><u>遊休農地の解消、新規参入の促進のための相談会（以下「新規参入相談会」といいます。）等への参加、農地等のあっせん・利用調整及びタブレットを活用した農業委員会の管内の農地等の所有者等に対する意向の調査等の活動</u></p> <p><u>(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業</u></p> <p><u>農業委員会による最適化活動を推進するため、農業委員会事務局が行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。</u></p> <p><u>ア 農地等の所有者等への意向把握に係る経費</u></p> <p><u>農業委員会の管内の農地等の所有者等に対する意向の調査の実施（農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下同じです。）第 32 条第 1 項に基づく利用意向調査を除く。）</u></p> <p><u>イ 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動に係る経費</u></p>	<p>第 1・第 2 [略]</p> <p>第 3 事業の内容</p> <p>農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、<u>農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の報酬の財源として交付金を</u>交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとします。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>推進委員等が把握した農地等の所有者等の意向を反映した地図の作成、集落座談会の開催</u></p> <p>ウ <u>最適化活動の適正実施に係る活動に係る経費</u></p> <p><u>推進委員等が行った最適化活動の記録簿（「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。以下「推進通知」といいます。）の第1の1の(2)により作成する記録簿をいいます。以下同じです。）の集計、その他最適化活動の適正な実施に係る事務</u></p> <p>2 <u>交付額の算定基準</u></p> <p><u>農業委員会が、推進通知第1の2に基づく最適化活動の目標（以下「最適化活動の目標」といいます。）を設定し、当該目標の達成状況に応じて次により交付額を算定します。なお、算定に必要な評価点は別添によるものとします。</u></p> <p><u>(1) 推進委員等の実績に応じた交付金</u></p> <p><u>推進委員等の実績に応じた交付金として、予算額の7割の範囲内で次により交付金（以下「推進委員等の実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。</u></p> <p>ア <u>推進委員等の成果実績払い</u></p> <p><u>推進通知の第1の2の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとの目標の達成状況（以下「推進委員等の成果実績」といいます。）に応じて、別添第2の(1)に定める評価点に基づき交付する交付金（以下「推進委員等の成果実績払い」といいます。）として、推進委員等の実績に応じた交付金のうち3割を交付します。推進委員等1人当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。</u></p> $\text{算定額（推進委員等1人当たり）} = \frac{\text{別添第2の(1)により算定した評価点} \div \text{別添第2の(1)により算出した全推進委員等の評価点の平均} \times \text{（予算額の21\%を上限とする額} \div \text{全推進委員等の人数）}}{1}$ <p>イ <u>推進委員等の活動実績払い</u></p> <p><u>推進通知の第1の2の(2)の①の推進委員等が最適化活動を行う日数の目標の達成状況（以下「推進委員等の活動実績」といいます。）に応じて、別添第2の(2)に定める評価点に基づき交付する交付金（以下「推進委員等の活動実績払い」といいます。）として、推進委員等の実績に応じた交付金のうち7割を交付します。推進委員等1人当たりの交付額は、次の計算方法により得</u></p>	<p>[新設]</p>
--	-------------

られる額とします。

算定額（推進委員等1人当たり）＝ 別添第2の（2）により算定した評価点÷別添第2の（2）により算定した全推進委員等の評価点の平均×（予算額の49%を上限とする額÷全推進委員等の人数）

ウ その他

国は、特に必要があると認める場合は、ア及びイに定める算定基準とは別の算定基準により、推進委員等の実績に応じた交付金を交付するものとします。

（2）農業委員会の実績に応じた交付金

農業委員会の実績に応じた交付金として、推進通知の第1の2の(1)の①並びに(2)の②及び③の目標の達成状況（以下「農業委員会の実績」といいます。）に応じて、別添第2の（3）に定める評価点に基づき予算額の3割の範囲内で交付金（以下「農業委員会の実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。一委員会当たりの交付額は、次の計算方法により得られる額とします。

算定額（農業委員会1委員会当たり）＝ 別添第2の（3）により算定した評価点÷別添第2の（3）により算出した全農業委員会の評価点の平均×（予算額の3割の範囲内÷全農業委員会数）

（3）令和4年度における経過措置について

（1）及び（2）の交付金の交付額の合計が、従前の取扱いによる交付額に対して減少する農業委員会への緩和措置について、以下のとおりとする。

ア 配分基礎額

以下の（ア）及び（イ）の合計額を配分基礎額とする。

（ア）予算額のうち5億円を超えない範囲内の額

（イ）各農業委員会において、（1）の交付金の交付額が、令和元年度から令和3年度までの本交付金の平均交付実績額に対して増加する場合における、当該増加額の2割を超えない範囲内の額

イ 対象委員会等

（1）及び（2）の交付金の交付額の合計が、令和元年度から令和3年度の本交付金の平均交付額に対して減少する農業委員会に対して、当該減少額の7割を超えない範囲内で、アの配分基礎額

を財源として、交付額の減少に対する緩和措置を講ずるものとします。

ウ 本取扱いによる（１）及び（２）の留意事項

（１）及び（２）の交付金の交付額の算定における「予算額」については、予算総額からアの配分基礎額を減じた額を「予算額」とします。

（４）（１）の計算において対象となる推進委員等は、推進通知第１に基づき、事業実施年度の前年度（ただし、令和４年度にあつては事業実施年度）において、最適化活動の目標の設定、活動の記録及び点検・評価を実施している推進委員等とします。

（５）（２）の計算において対象となる月数は、事業実施年度の前年度の４月から３月までの１２月とします。ただし、令和４年度においては別添第３の（４）によるものとします。

[削る]

１ 活動実績に応じた交付金

（１）農地利用の最適化に向けた別添１に掲げる活動を実施した農業委員会を対象に、予算総額の３割の範囲内で交付金（以下「活動実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。

ただし、（６）の措置が適用される場合は、この限りではありません。

（２）活動実績に応じた交付金は、農業委員会ごとに別添１の計算方法により得られる額を上限とします。

（３）（２）の計算において対象となる農業委員及び推進委員は、第４の１の（１）の農地利用最適化交付金事業実施計画の提出時点において現に在任している農業委員及び推進委員とします（その人数を「実施計画提出時委員数」とします。以下同じです。）。ただし、農業委員の任期満了に伴う農業委員会法第８条第１項の規定による任命（以下「改選」といいます。）が事業実施年度内に行われる農業委員会（４月１日に改選が行われる農業委員会を除きます。）においては、改選前の期間は改選日前日に在任していた農業委員及び推進委員（その人数を「改選前委員数」とします。以下同じです。）、改選後の期間は農業委員はその任命の日に、推進委員はその委嘱の日に、それぞれ在任する者（その人数を「改選後委員数」とします。以下同じです。）とします。また、改選が行われる月（いずれかの月の１日に改選を行う場合を除きます。）においては、（２）の計算において対象となる農業委員及び推進委員の人数の上限は、当該農業委員会の改選前委員数及び改選後委員数のいずれか大きい方とします。

（４）（２）の計算において対象となる月数は、事業実施年度の４月から３月までの１２月とします。

（５）各農業委員会における（２）の上限額の合計が、国全体の予算総額の３割に相当する額を超えた

[削る]

場合には、次の計算方法により、事業を実施する全ての農業委員会の上限額を調整するものとします。

$$\text{調整後の上限額 (円)} = \frac{\text{(2) の上限額} \times \text{予算総額の 3 割に当たる額}}{\text{(2) の上限額の合計}}$$

(6)(5) の調整を行った場合は、第 3 の 2 の成果実績に応じた交付金の交付を受け、別添 2 による評価点が当該年度に成果実績に応じた交付金を活用する委員会における評価点の平均を超える委員会に対し、予算総額の 1 割の範囲内で活動実績に応じた交付金を追加で交付することができるものとします。

2 成果実績に応じた交付金

(1) 農地利用の最適化に向けた活動の実施により、次に掲げる成果を上げた農業委員会を対象に、予算の範囲内で交付金（以下「成果実績に応じた交付金」といいます。）を交付します。

ア 担い手への農地集積・集約化

イ 遊休農地の発生防止・解消

(2) 成果実績に応じた交付金は、農業委員会ごとに次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額 (円)} = \text{実施計画提出時委員数} \times 14 \text{ 千円} \times 12 \text{ 月} \times \frac{\text{(別添 2 による評価点} \div 9 \text{ 点)}}{9 \text{ 点}}$$

ただし、事業実施年に改選が行われる農業委員会（1 月 1 日に改選が行われる農業委員会を除きます。）については、次の計算方法により得られる額とします。

$$\text{算定額 (円)} = \left(\frac{\text{改選前委員数} \times \text{事業実施年の 1 月から改選月までの月数}}{12 \text{ 月}} + \frac{\text{改選後委員数} \times \text{改選月の翌月から 12 月までの月数}}{12 \text{ 月}} \right) \times 14 \text{ 千円} \times 12 \text{ 月} \times \frac{\text{(別添 2 による評価点} \div 9 \text{ 点)}}{9 \text{ 点}}$$

(3) (2) の「改選月」については、改選日前日の属する月とします。

(4) 各農業委員会における (2) の算定額の合計が、交付可能な予算額を超えた場合には、次の計算方法により、事業を実施する全ての農業委員会の算定額を調整するものとします。

$$\text{調整後の算定額 (円)} = \frac{\text{(2) の算定額} \times \text{交付可能な予算額}}{\text{(2) の算定額の合計}}$$

(5) 成果実績に応じた交付金は、第 4 の 3 の (2) の都道府県農地利用最適化交付金活動状況報告書

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成及び承認の手続

(1) 交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金事業実施計画（別紙様式第1号。以下「農業委員会事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(2)・(3) [略]

(4) 都道府県知事は、農業委員会事業計画について必要な調整を行った上で、当該農業委員会事業計画の内容が本要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画（別紙様式第2号。以下「都道府県事業計画」といいます。）を作成し、農業委員会事業計画を添えて、農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱（平成31年3月28日付け30経営第2525号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）第4に基づく交付申請書に添付するものとします。なお、その際は、交付要綱第6に基づく地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいいます。以下同じです。）からの交付決定通知をもって、都道府県事業計画の承認があったものとみなします。

[削る]

により、事業実施年度の4月1日から12月末日までの間に農地利用の最適化に向けた活動を実施していることが確認できた場合に交付するものとします。

(6) (2)の「12月」については、事業実施年度の前年度の1月から事業実施年度の12月までとします。

(7) 第4の2の(3)に基づき、別添2の1の(2)に該当する農業委員会が、成果実績に応じた交付金のうち事業実施年の1月1日から6月末日までに係る部分の交付金（以下「成果実績に応じた交付金（前期分）」といいます。）の交付を受けた場合には、当該交付金の額及び第3の2の(2)で算定された額から当該交付金の額を除いた額を交付するものとします。

(8) (1)のア及びイの成果を上げるため、農業委員会は、農地中間管理機構との連携や新規参入の促進に積極的に取り組むものとします。

第4 事業の実施

1 活動実績に応じた交付金に係る事業実施計画の作成及び承認の手続

(1) 活動実績に応じた交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金事業実施計画（別紙様式第1号。以下「農業委員会事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。

(2)・(3) [略]

(4) 都道府県知事は、農業委員会事業計画について必要な調整を行った上で、当該農業委員会事業計画の内容が本要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画（別紙様式第2号。以下「都道府県事業計画」といいます。）を作成し、農業委員会事業計画を添えて、地方農政局長等（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいいます。以下同じです。）へ承認の申請をしてください。

(5) 地方農政局長等は、(4)により提出された都道府県事業計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、農業委員会が第6に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該都道府県事業計画を承認するものとします。

(5) 都道府県知事は、(4)により承認を受けたときは、速やかに農業委員会会長に対して、その旨の通知を行ってください。

(6) 農業委員会事業計画又は都道府県事業計画について、交付要綱第8に定める変更が生じた場合には、(1)、(4)及び(5)の手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。なお、都道府県事業計画については、交付要綱第8の規定による変更承認申請書に添付することとし、その際は同規定による変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

[削る]

[削る]

2 最適化活動実績報告の作成の手続

(1) 交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、最適化活動実績報告書（別紙様式第3号。以下「農業委員会実績報告」といいます。）を作成し、事業実施年度の6月末日（令和4年度においては、事業実施年度の11月15日）までに都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された最適化活動実績報告を取りまとめた上で、都道府県最適化活動実績報告書（別紙様式第4号。以下「都道府県実績報告」といいます。）を作成し、事業実施年度の7月末日（令和4年度においては、事業実施年度の11月末日）までに地方農政局長等に提出してください。

[削る]

[削る]

(6) 都道府県知事は、(5)により承認を受けたときは、速やかに農業委員会会長に対して、その旨の通知を行ってください。

(7) 農業委員会事業計画又は都道府県事業計画について、次の変更が生じた場合には、(1)及び(4)から(6)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。

ア 事業を実施する農業委員会の変更（農業委員会の分置又は統合による変更を除きます。）

イ 農業委員若しくは推進委員の人数の変更（(2)又は(3)の規定により農業委員会事業計画を提出した場合であって、農業委員会事業計画に記載した農業委員又は推進委員の定数と第3の1の(3)の改選後の農業委員若しくは推進委員の人数に差が生じた場合の変更をいいます。）

2 成果実績に応じた交付金に係る成果実績報告の作成の手続

(1) 成果実績に応じた交付金の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金成果実績報告書（別紙様式第3号。以下「農業委員会成果報告」といいます。）を作成し、1月15日までに都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会成果報告を取りまとめた上で、都道府県農地利用最適化交付金成果実績報告書（別紙様式第4号。以下「都道府県成果報告」といいます。）を作成し、農業委員会成果報告を添えて、1月末日までに地方農政局長等に提出してください。

(3) 成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）（別紙様式第5号）を作成し、7月15日までに都道府県知事に提出してください。都道府県知事は、(2)の手続きに準じて、都道府県農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）（別紙様式第6号）を、7月末日までに地方農政局長等に提出してください。

3 事業実施状況の報告

(1) 農業委員会会長は、毎年度、第3四半期の末日までの農地利用の最適化に向けた活動の状況について農地利用最適化交付金活動状況報告書（別紙様式第3号。以下「農業委員会活動状況報告」といいます。）を作成し、1月15日までに都道府県知事に提出してください。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会活動状況報告を取りまとめた上で、都道府県

3 事業完了報告

(1) [略]

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会完了報告を取りまとめた上で、都道府県農地利用最適化交付金事業完了報告書(別紙様式第2号。以下「都道府県完了報告」といいます。)を作成し、農業委員会完了報告を添えて、交付要綱第13に基づく実績報告書に添付することにより、地方農政局長等に提出してください。

[削る]

第5 交付金の使途

本交付金のうち、推進委員等の実績に応じた交付金については、第3の1の(1)の用途に限り、使用するものとします。

第6 国及び都道府県による交付

1 国の交付

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費(別表に掲げるものに限り、)を対象として、都道府県に対して交付金を交付します。

農地利用最適化交付金活動状況報告書(別紙様式第4号。以下「都道府県活動状況報告」といいます。)を作成し、農業委員会活動状況報告を添えて、1月末日までに地方農政局長等に提出してください。

(3) 成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けようとする場合には、農業委員会会長は、農地利用最適化交付金活動状況報告書(前期分)(別紙様式第5号)を作成し、7月15日までに都道府県知事に提出してください。都道府県知事は、(2)の手続きに準じて、都道府県農地利用最適化交付金活動状況報告書(前期分)(別紙様式第6号)を、7月末日までに地方農政局長等に提出してください。

4 事業完了報告

(1) [略]

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会完了報告を取りまとめた上で、都道府県農地利用最適化交付金事業完了報告書(別紙様式第2号。以下「都道府県完了報告」といいます。)を作成し、農業委員会完了報告を添えて、事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等に提出してください。

(3) 都道府県知事は、(1)により提出された農業委員会完了報告における1の(2)のイにおいて、事業実施計画に対する達成割合が60%未満であった農業委員会に対して、同報告の1の(2)のウ及びエに記載された内容が妥当でないと認められる場合には、必要な助言・指導等を行うこととします。

[新設]

第5 国及び都道府県による交付

1 国の交付

国は、予算の範囲内において、都道府県に対して交付金を交付します。

2 都道府県の交付等

(1) [略]

(2) 都道府県は、事業を実施する農業委員会を置く市町村からの申請に基づき、第3の2に規定する国の交付額の算定基準に準じて、国から交付された交付金を財源として当該市町村に交付金を交付するものとします。

第7 事業実施の要件

(1) 事業実施年度において、農業委員会が、農業委員会法第7条の指針を作成していることのほか、次の条件の全てを満たしていることを事業実施の要件とします。

ア 推進通知に基づいて、最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等を行うこととしていること。

イ 農地情報公開システムの情報を適切に更新していること。

ウ 別添第2の(2)の評価点の対象期間において一月の活動日数が0日であった推進委員等がないこと。ただし、推進委員等が負傷又は疾病、災害その他社会通念上やむを得ないと認められる事由により15日以上連続して最適化活動ができなかった月については、この限りではありません。

(2) 第3の2の(1)の交付金については、(1)の要件を満たす場合であっても、別添第2の(2)の評価点の対象期間における推進委員等の活動日数の年間平均において、月ごとの活動日数が平均5日以下である場合は、当該推進委員等に対して交付することはできません。ただし、当該推進委員等が負傷又は疾病、災害その他社会通念上やむを得ないと認められる事由により15日以上連続して最適化活動ができなかった月については、この限りではありません。

第8 事業実施における留意事項

[削る]

2 都道府県の交付等

(1) [略]

(2) 都道府県は、事業を実施する農業委員会を置く市町村からの申請に基づき、第3の1及び2に規定する国の配分基準に準じて、国から交付された交付金を財源として当該市町村に交付金を交付するものとします。ただし、農地利用の最適化の推進に資する観点から、管内の全ての農業委員会と調整を行い、かつ、地方農政局長等の指導及び助言を受けた上で、各都道府県において別に配分基準を定めた場合には、この限りではありません。

第6 事業実施の要件

農業委員会事業計画の提出時点において、農業委員会が、農業委員会法第7条の指針を作成していることを事業実施の要件とします。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

第7 事業実施における留意事項

(1) 農業委員会は、活動実績に応じた交付金により報酬が支払われる農業委員及び推進委員の活動した年月日及び内容について、農業委員及び推進委員に対して様式（農業委員会が作成するものとします。）を示した上で把握し、活動管理簿を作成するものとします。

[削る]

[削る]

(1) 推進通知第1の2の(2)の①に基づき、農業委員会で設定した推進委員等が最適化活動を行う日数の目標について、下記のいずれかに当てはまる場合は、当該目標設定の考え方を確認することがあります。

ア 農業委員会で設定した日数の目標が月当たり10日を大きく下回っている場合

イ 農業委員会で設定した日数の目標に対し、最適化活動を行った日数が大きく下回っている推進委員等が太宗を占める場合

(2) 交付金の交付を受けた市町村は、推進委員等各人の最適化活動の目標の達成状況に応じて報酬を支払うよう努めるものとします。また、市町村は、本事業が農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進することを趣旨としていることに鑑み、推進委員等の報酬について、業務に見合う適切な水準となるよう努めるものとします。

第9 交付金の返還等

(1) 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合及び農業委員会実績報告、都道府県実績報告、農業委員会完了報告又は都道府県完了報告の内容に虚偽又は誤びゅうがあった場合は、都道府県に対し、交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができるものとします。

(2)・(3) [略]

第10 証拠書類の保管

農業委員会は、本事業に関する証拠書類及び証拠物並びに交付に関する書類を当該事業の完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管してください。なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

(2) 農業委員会は、別添2の1の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積について、農業委員及び推進委員に対して様式（農業委員会が作成するものとします。）を示して、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、確認するものとします。

(3) 農業委員会は、(1)の活動管理簿を基に、別添1の1のア及び別添2の農地集積予定面積に係る活動をした年月日及び内容について把握するものとします。

[新設]

(4) 交付金の交付を受けた市町村は、農業委員及び推進委員各人の農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて報酬を支払うよう努めるものとします。また、市町村は、本事業が農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進することを趣旨としていることに鑑み、農業委員及び推進委員の報酬について、業務に見合う適切な水準となるよう努めるものとします。

第8 交付金の返還等

(1) 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業を実施していなかった場合及び農業委員会成果報告、都道府県成果報告、農業委員会完了報告、都道府県完了報告又は指針作成計画書の内容に虚偽又は誤びゅうがあった場合は、都道府県に対し、交付金の一部又は全部を返還させる措置を講じることができるものとします。

(2)・(3) [略]

第9 証拠書類の保管

農業委員会は、本事業に関する証拠書類及び証拠物並びに交付に関する書類を当該事業の完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管してください。

附 則（令和4年3月28日付け3経営第3127号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地利用最適化交付金事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

改 正 後	改 正 前																		
<p><u>別添（第3関係）</u></p> <p><u>農業委員会ごとの交付額の算定に必要な評価点は、次によるものとします。</u></p> <p><u>第1 基本的な考え方</u></p> <p><u>交付額の算定に必要な評価点は、事業実施年度の前年度における「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。以下「推進通知」といいます。）の第1の2に基づいて農業委員会が設定した最適化活動の目標の達成状況に応じた評価点とします。</u></p> <p><u>第2 目標の達成状況に応じた評価点</u></p> <p><u>（1）推進委員等の成果実績払い</u></p> <p><u>推進委員等の成果実績払いの評価点は、推進通知の第1の2の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとの成果目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。</u></p> <p><u>ア 基本評価</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>目標項目</th> <th>達成状況</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①</td> <td rowspan="3">農地の集積</td> <td>目標を上回っている <u>（達成率 110%以上）</u></td> <td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>概ね目標どおり <u>（達成率 90%以上、110%未満）</u></td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>目標を下回っている <u>（達成率 90%未満）</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">緑区分の遊休農地（「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号</td> <td>目標を上回っている <u>（達成率 110%以上）</u></td> <td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>概ね目標どおり</td> <td><u>3</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	目標項目	達成状況	評価点	①	農地の集積	目標を上回っている <u>（達成率 110%以上）</u>	<u>5</u>	概ね目標どおり <u>（達成率 90%以上、110%未満）</u>	<u>3</u>	目標を下回っている <u>（達成率 90%未満）</u>	<u>1</u>	②	緑区分の遊休農地（「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号	目標を上回っている <u>（達成率 110%以上）</u>	<u>5</u>	概ね目標どおり	<u>3</u>	<p>[新設]</p>
番号	目標項目	達成状況	評価点																
①	農地の集積	目標を上回っている <u>（達成率 110%以上）</u>	<u>5</u>																
		概ね目標どおり <u>（達成率 90%以上、110%未満）</u>	<u>3</u>																
		目標を下回っている <u>（達成率 90%未満）</u>	<u>1</u>																
②	緑区分の遊休農地（「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号	目標を上回っている <u>（達成率 110%以上）</u>	<u>5</u>																
		概ね目標どおり	<u>3</u>																

	<u>農林水産省経営局長、21 農振第 1598 号農林水産省農村振興局長。以下「運用通知」といいます。）の第 3 の 1 の (3) のアの (ウ) の a に該当する農地をいいます。以下同じです。）の解消</u>	<u>(達成率 90%以上、110%未満)</u> <u>目標を下回っている</u> <u>(達成率 90%未満)</u>	<u>1</u>
<u>③</u>	<u>新規参入の促進</u>	<u>目標を上回っている</u> <u>(達成率 110%以上)</u>	<u>5</u>
		<u>概ね目標どおり</u> <u>(達成率 90%以上、110%未満)</u>	<u>3</u>
		<u>目標を下回っている</u> <u>(達成率 90%未満)</u>	<u>1</u>

(※ 1) 担当区域内で農地の集積の実績が全くない場合 (目標を達成している場合を除く。) は、上表によらず、評価点は 0 とする。

(※ 2) 事業実施年度の前年度において、農地法第 30 条に基づく利用状況調査を担当区域内の全ての農地を対象として実施していない場合は、評価点は 0 とする。

(※ 3) 担当区域内において農地所有者による新規参入者に対する貸付意向が全くない場合 (農業委員会の管内全ての農地が推進通知の別表 1 で掲げる者に貸し付けられている場合を除く。) は、評価点は 0 とする。

イ 加算評価

<u>番号</u>	<u>目標項目</u>	<u>達成状況</u>	<u>評価点</u>
<u>①</u>	<u>既存の緑区分の遊休農地の解消</u>	<u>当該年度に令和 8 年度までの目標を達成</u>	<u>5</u>
<u>②</u>	<u>新規発生した緑区分の遊休農地の解消</u>	<u>前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した</u>	<u>1</u>

③	遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号。以下同じです。）第32条第1項第1号及び第2号の農地をいいます。以下同じです。）の発生防止	前年度に遊休農地の新規発生なし	1
		前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし	1
		農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	1

(2) 推進委員等の活動実績払い

推進委員等の活動実績払いの評価点は、事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間における推進通知の第1の2の(2)の①の活動目標の達成状況に応じた下表ア及びイによる評価点の合計とします。ただし、月当たりの最適化活動を行う日数目標については、農業委員会で設定する目標に関わらず、月当たり10日とします。また、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次によるものとします。

ア 活動日数が5日以下の月が生じた場合

推進委員等の活動日数が1日以上かつ5日以下の月が生じた場合は、当該推進委員等の評価点は0とするとともに当該推進委員等の(1)の評価点も0とします（当該推進委員等が負傷又は疾病、災害その他社会通念上やむを得ないと認められる事由により15日以上最適化活動ができなかった月が生じた場合を除きます。イにおいて同じです。）。

イ 活動日数が0日の月が生じた場合

推進委員等の活動日数が0日となった月が生じた場合は、当該推進委員等が所属する農業委員会は、本文第7の(1)のウの要件を満たさないものとします。

達成状況	評価点
<u>ア 月当たり10日の最適化活動を行う</u>	
<u>10日を超えて活動を行った</u>	3
<u>10日活動を行った</u>	2
<u>10日未満活動を行った</u>	1
<u>イ 月当たりの最適化活動の日数</u>	

<u>13日以上</u>	<u>5</u>
<u>8日～12日</u>	<u>3</u>
<u>6日～7日</u>	<u>1</u>

※ 推進委員等の年度内の活動日数の合計を12で除した日数(月当たりの平均活動日数)を上表に当てはめて評価点を算出する。

(3) 農業委員会の実績に応じた交付金

農業委員会の実績に応じた交付金の評価点は、推進通知の第1の2の(1)の①並びに(2)の②及び③の農業委員会の成果目標と活動目標の達成状況に応じた次の基本評価と加算評価の合計点とします。

ア 基本評価

<u>番号</u>	<u>目標項目</u>	<u>達成状況</u>	<u>評価点</u>
<u>①</u>	<u>農地の集積</u> <u>(※1)</u>	<u>目標を上回っている</u> <u>(達成率110%以上)</u>	<u>5</u>
		<u>概ね目標どおり</u> <u>(達成率90%以上、110%未満)</u>	<u>3</u>
		<u>目標を下回っている</u> <u>(達成率90%未満)</u>	<u>1</u>
<u>②</u>	<u>緑区分の遊休農地の解消</u> <u>(※2)</u>	<u>目標を上回っている</u> <u>(達成率110%以上)</u>	<u>5</u>
		<u>概ね目標どおり</u> <u>(達成率90%以上、110%未満)</u>	<u>3</u>
		<u>目標を下回っている</u> <u>(達成率90%未満)</u>	<u>1</u>
<u>③</u>	<u>新規参入の促進</u> <u>(※3)</u>	<u>目標を上回っている</u> <u>(達成率110%以上)</u>	<u>5</u>
		<u>概ね目標どおり</u>	<u>3</u>

		<u>(達成率 90%以上、110%未満)</u>	
		<u>目標を下回っている</u>	<u>1</u>
		<u>(達成率 90%未満)</u>	

(※1) 農地の集積の実績が全くない場合(目標を達成している場合を除く。)は、上表によらず、評価点は0とする。

(※2) 事業実施年度の前年度において、農地法第30条に基づく利用状況調査を農業委員会の管内の全ての農地を対象として実施していない場合は、評価点は0とする。

(※3) 農地所有者による新規参入者に対する貸付意向が全くない場合(農業委員会の管内全ての農地が推進通知の別表1で掲げる者に貸し付けられている場合を除く。)は、評価点は0とする。

イ 加算評価

(ア) 成果目標

<u>番号</u>	<u>目標項目</u>	<u>達成状況</u>	<u>評価点</u>
<u>①</u>	<u>黄区分の遊休農地(運用通知の第3の1の(3)のアの(ウ)のbに該当する農地をいいます。以下同じです。)の解消計画の策定</u>	<u>黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定した</u>	<u>1</u>
<u>②</u>	<u>既存の緑区分の遊休農地の解消</u>	<u>当該年度に令和8年度までの目標を達成</u>	<u>5</u>
<u>③</u>	<u>新規発生した緑区分の遊休農地の解消</u>	<u>前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を全て解消した</u>	<u>1</u>
<u>④</u>	<u>遊休農地の発生防止</u>	<u>前年度に遊休農地の新規発生なし</u>	<u>1</u>
		<u>前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし</u>	<u>1</u>

		農用地区域内で遊休農地の新規発生なし	1
--	--	--------------------	---

(イ) 活動目標

番号	目標区分	達成状況	評価点
①	活動強化月間の実施	達成した <u>(強化月間を3月以上実施)</u>	1
②	新規参入相談会への参加	参加した	1

第3 令和4年度の取扱い

(1) 第1の「事業実施年度の前年度」とあるのは「事業実施年度」と読み替えるものとします。

(2) 第2の(1)の推進委員等の成果実績払いの評価点のAの基本評価の評価点の適用に当たっては、令和4年度の4月1日から9月末日までの間における目標値の2分の1の数値に対する達成状況により評価点を算出するものとします。また、イの加算評価は適用しません。

(3) 第2の(2)の推進委員等の活動実績払いは、次のとおり取り扱うものとします。

ア 「事業実施年度の前年度における4月1日から3月末日までの間」とあるのは、「事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の9月末日までの間」と読み替えるものとします。ただし、本文第7の(1)のウ及び同(2)の適用に当たっては、事業実施年度の前年度の1月1日から3月末日までの期間は含めないものとします。

イ 第2の(2)の下表欄外の「12で除した日数」とあるのは、「9で除した日数」と読み替えるものとします。

(4) 第2の(3)の農業委員会の実績に応じた交付金の評価点は、次のア及びイの評価点の合計とします。

ア 第2の(3)のAの基本評価の令和4年度の4月1日から9月末日までの間における目標値の2分の1の数値に対する達成状況による評価点

イ 下表による令和3年度における最適化活動の実績に応じた評価点

番号	評価点の算定方法									
①	<p data-bbox="248 161 293 185"><u>指標</u></p> <p data-bbox="277 209 1099 331"><u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。）第7条第1項の指針において、令和4年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、当該集積率の令和3年度の目標集積率</u></p> <p data-bbox="277 355 1099 478"><u>これに該当しない場合は、都道府県が定めた目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第2項第4号に掲げる目標をいいます。）の令和3年度の目標集積率</u></p> <table border="1" data-bbox="248 496 1088 679"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 496 1003 536">達成状況</th> <th data-bbox="1003 496 1088 536">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 536 1003 584"><u>目標を上回っている（達成率110%以上）</u></td> <td data-bbox="1003 536 1088 584"><u>5</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 584 1003 632"><u>概ね目標どおり（達成率90%以上、110%未満）</u></td> <td data-bbox="1003 584 1088 632"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 632 1003 679"><u>目標を下回っている（達成率90%未満）</u></td> <td data-bbox="1003 632 1088 679"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table>		達成状況	評価点	<u>目標を上回っている（達成率110%以上）</u>	<u>5</u>	<u>概ね目標どおり（達成率90%以上、110%未満）</u>	<u>3</u>	<u>目標を下回っている（達成率90%未満）</u>	<u>1</u>
達成状況	評価点									
<u>目標を上回っている（達成率110%以上）</u>	<u>5</u>									
<u>概ね目標どおり（達成率90%以上、110%未満）</u>	<u>3</u>									
<u>目標を下回っている（達成率90%未満）</u>	<u>1</u>									
②	<p data-bbox="248 703 293 727"><u>指標</u></p> <p data-bbox="277 751 1099 823"><u>令和3年度の利用状況調査（農地法第30条第1項に規定する利用状況調査をいう。以下同じです。）により判明した「緑区分の遊休農地」の解消状況</u></p> <table border="1" data-bbox="248 839 1088 1023"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 839 1003 879">達成状況</th> <th data-bbox="1003 839 1088 879">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 879 1003 927"><u>全て解消した</u></td> <td data-bbox="1003 879 1088 927"><u>5</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 927 1003 975"><u>一部を解消した</u></td> <td data-bbox="1003 927 1088 975"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 975 1003 1023"><u>全く解消しなかった</u></td> <td data-bbox="1003 975 1088 1023"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table>		達成状況	評価点	<u>全て解消した</u>	<u>5</u>	<u>一部を解消した</u>	<u>3</u>	<u>全く解消しなかった</u>	<u>1</u>
達成状況	評価点									
<u>全て解消した</u>	<u>5</u>									
<u>一部を解消した</u>	<u>3</u>									
<u>全く解消しなかった</u>	<u>1</u>									
〔削る〕	<p data-bbox="1131 1137 1323 1161"><u>別添1（第3関係）</u></p> <p data-bbox="1173 1185 2130 1209"><u>活動実績に応じた交付金については、農業委員会ごとに次に掲げる方法により交付額を算出します。</u></p> <p data-bbox="1131 1281 1368 1305"><u>1. 交付対象となる活動</u></p> <p data-bbox="1151 1329 2130 1401"><u>次に掲げる活動を対象とします（ただし、総会及び部会並びにこれらに付随して実施する会議を除きます。）。</u></p>									

ア 実質化された人・農地プランに係る活動

実質化された人・農地プランの策定のため又は実質化された人・農地プランを踏まえた農地集積・集約化のために行う以下の活動（ただし、実質化された人・農地プラン（令和3年度においては実質化された人・農地プランを作成するための工程表を含みます。）を事業実施年度の12月末までに作成・公表している地域における活動に限ります。）

（ア）意向確認調査（農地所有者等に対して、農地の農業上の利用の意向等を把握する調査。ただし、

農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項に規定する利用意向調査を除きます。）の実施

（イ）地域協議の場（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1

項に規定する協議の場をいう。）等への出席、情報提供及びこれらに必要な以下の活動

①農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況等を把握するための地図の作成

②農地の保有及び利用の状況、農地所有者等の農業上の利用の意向等に係る調査結果の情報提供や議事の円滑な進行等による地域協議の場等の協議の内容の充実に資する取組

③地域協議の場の設定に必要な関係機関や参加者との事前調整

（ウ）実質化された人・農地プランに位置付けられた将来方針を踏まえて行う以下の活動

①実質化された人・農地プランに位置付けた担い手や貸付け等の意向が把握された農地に係る農地集積・集約化のための調整活動

②入作や新規就農等により当該地域において新たに担い手となることが見込まれる者の参入を促進し、農地集積・集約化を進めるための調整活動

③農地中間管理事業の活用を通じた農地集積・集約化のための調整活動

イ 担い手への農地集積・集約化の推進活動

上記アを除く農地集積・集約化のための農地の出し手及び受け手との調整活動、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動、その他農地利用の最適化に必要な活動

ウ 遊休農地の発生防止・解消活動

農地の利用状況調査（農地法第30条第1項に規定する利用状況調査をいいます。）、遊休農地所有者に対する相談活動等

2 交付上限額

次に掲げる表の左欄のアからウまでのいずれかに該当する農業委員会ごとに、右欄に掲げる計算方法

により、各農業委員及び推進委員の上限額を算出した上で、農業委員会の全委員分を合計したものを当該農業委員会の交付上限額とします（1委員の活動月数の上限は12とします。）。

区分	各農業委員及び推進委員の 上限額の計算方法
<p>ア 農地集積・集約化のための活動（1のア及びイの活動をいう。以下同じ。）の割合が30%以上の農業委員会であって、1のアの活動を行った農業委員又は推進委員が含まれる場合</p>	<p>以下の①又は②の方法で上限額を算出します。</p> <p>① 1のアに該当する活動を行った農業委員又は推進委員：</p> <p>以下により月ごとの上限額を算出した上で、各月の上限額を合計します（ただし、ウの活動のみを行った月の上限額は6千円/月・人とします。）。</p> <p>$\left[\frac{7 \text{千円/月} \cdot \text{人} \times 1 \text{のアの活動日数}}{1 \text{のア及びイの活動日数}} \right] + \left[\frac{6 \text{千円/月} \cdot \text{人} \times 1 \text{のイのみの活動日数}}{1 \text{のア及びイの活動日数}} \right]$</p> <p>② 1のアに該当する活動を行っていない農業委員又は推進委員：</p> <p>上限額（円）</p> <p>$= 6 \text{千円/月} \cdot \text{人} \times 1 \text{のイ及びウの活動月数}$</p>
<p>イ 農地集積・集約化のための活動の割合が30%以上の農業委員会であって、1のアの活動を行っている農業委員及び推進委員が含まれない場合</p>	<p>上限額（円）</p> <p>$= 6 \text{千円/月} \cdot \text{人} \times 1 \text{のイ及びウの活動月数}$</p>

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;"><u>ウ 農地集積・集約化のための活動の割合が</u></td> <td style="width: 30%;"><u>上限額 (円)</u></td> </tr> <tr> <td>30%未満の農業委員会</td> <td>= 5千円/月・人×1のアからウまでの活動月数</td> </tr> </table> <p><u>(注)「農地集積・集約化のための活動の割合」は、事業実施年度の4月1日から12月末日までの農業委員会の活動日数に基づき、以下により算出します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>[1のア及びイの活動日数の合計 (人日)] ÷ [1のアからウまでの活動日数の合計 (人日)]</u></p> <p><u>(留意事項) 1の活動のうち複数の項目に該当する活動については、いずれか1つの区分に整理し、項目間で重複のないよう活動日数を計上してください。</u></p>	<u>ウ 農地集積・集約化のための活動の割合が</u>	<u>上限額 (円)</u>	30%未満の農業委員会	= 5千円/月・人×1のアからウまでの活動月数		
<u>ウ 農地集積・集約化のための活動の割合が</u>	<u>上限額 (円)</u>						
30%未満の農業委員会	= 5千円/月・人×1のアからウまでの活動月数						
[削る]	<p><u>別添2 (第3関係)</u></p> <p><u>成果実績については、農業委員会ごとに、次の1及び2の点数の合計を評価点とします。ただし、評価点は、1及び2それぞれ13点を上限とし、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けようとする場合は、1の点数のみ評価点とします。</u></p> <p><u>1 担い手への農地集積・集約化</u></p> <p><u>(1) 平成25年度から事業実施年度の前年度までに農地集積率*が90%以上(北海道の市町村にあっては、95%以上)となったことのある市町村の農業委員会については、事業実施年度における農地集積率が90%以上(北海道の市町村にあっては、95%以上)の場合は7点(それ未満の場合は0点)に、以下の表中の「加点」を加えた合計を評価点とします。</u></p> <p><u>加点((ア)、(イ)及び(ウ)は重複可能)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%; text-align: center;">実績</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">加点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(ア) 集約化</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1点</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、集約化された農地*の面積が30%以上である農業委員会(ただし、集約化された農地の対象は、事業実施年度の12月末日までに作成された実質化された人・農地プラン(令和3年度においては、</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実績	加点	<u>(ア) 集約化</u>	<u>1点</u>	<u>農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、集約化された農地*の面積が30%以上である農業委員会(ただし、集約化された農地の対象は、事業実施年度の12月末日までに作成された実質化された人・農地プラン(令和3年度においては、</u>	
実績	加点						
<u>(ア) 集約化</u>	<u>1点</u>						
<u>農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、集約化された農地*の面積が30%以上である農業委員会(ただし、集約化された農地の対象は、事業実施年度の12月末日までに作成された実質化された人・農地プラン(令和3年度においては、</u>							

	<p><u>実質化された人・農地プランを作成するための工程表を含みます。)</u>の対象地域の農地に限ります。)</p>							
	<p><u>(イ) 中山間地・樹園地</u></p> <p><u>農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、中山間地*及び樹園地*の面積の合計が30%以上である農業委員会(ただし、中山間地と樹園地との間で重複する農地がある場合は、中山間地又は樹園地のいずれか一方に計上。)</u></p>	<p><u>1点</u></p>						
	<p><u>(ウ) 担い手</u></p> <p><u>農業委員会の活動により、以下のいずれかの事項が達成された場合</u></p> <p><u>① 担い手への農地集積</u></p> <p><u>農業委員会の活動による集積のうち、非担い手から担い手になった者への集積を含む場合</u></p> <p><u>② 農地中間管理機構を活用しての農地集積</u></p> <p><u>農業委員会の活動による集積面積の7割以上が農地中間管理機構が借り受けた農地である場合</u></p>	<p><u>達成する項目毎に1点</u></p> <p><u>(ただし、①において、非担い手から担い手になった者が新規参入者の場合は2点を加点)</u></p>						
<p><u>(2) 平成25年度から事業実施年度の前年度までに農地集積率*が90%以上(北海道の市町村にあつては、95%以上)となったことのない市町村の農業委員会については、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*について、単年度集積基準面積*に対する達成度*を評価することとし、以下のアの表中の「評価点」に、イの表中の「加点」を加えた合計を評価点とします。</u></p> <p><u>ア 評価点</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>実績</u></th> <th><u>評価点</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(ア) 達成度が130%以上</u></td> <td><u>13点</u></td> </tr> <tr> <td><u>(イ) 達成度が120%以上</u></td> <td><u>11点</u></td> </tr> </tbody> </table>			<u>実績</u>	<u>評価点</u>	<u>(ア) 達成度が130%以上</u>	<u>13点</u>	<u>(イ) 達成度が120%以上</u>	<u>11点</u>
<u>実績</u>	<u>評価点</u>							
<u>(ア) 達成度が130%以上</u>	<u>13点</u>							
<u>(イ) 達成度が120%以上</u>	<u>11点</u>							

<u>(ウ) 達成度が 110%以上</u>	<u>9点</u>
<u>(エ) 達成度が 100%以上</u>	<u>7点</u>
<u>(オ) 達成度が 90%以上</u>	<u>6点</u>
<u>(カ) 達成度が 80%以上</u>	<u>5点</u>
<u>(キ) 達成度が 70%以上</u>	<u>4点</u>
<u>(ク) 達成度が 60%以上</u>	<u>3点</u>
<u>(ケ) 達成度が 50%以上</u>	<u>2点</u>
<u>(コ) 達成度が 40%以上</u>	<u>1点</u>
<u>(サ) (ア) から (コ) までに該当しない農業委員会</u>	<u>0点</u>

イ 加点 ((ア)、(イ) 及び (ウ) は重複可能)

<u>実績</u>	<u>加点</u>
<u>(ア) 集約化</u> <u>農地集積予定面積*を除いて算出された達成度が 10%以上であって、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、集約化された農地*の面積が 30%以上である農業委員会 (ただし、集約化された農地の対象は、事業実施年度の 12 月末日までに作成された実質化された人・農地プラン (令和 3 年度においては、実質化された人・農地プランを作成するための工程表を含みます。)の対象地域の農地に限ります。)</u>	<u>1点</u>
<u>(イ) 中山間地・樹園地</u> <u>農地集積予定面積*を除いて算出された達成度が 20%以上であって、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積*に占める、中山間地*及び樹園地*の面積の合計が 30%以上である農業委員会 (ただし、中山間地と樹園地との間で重複する農地がある場合は、中山間地又は樹園地のい</u>	<u>1点</u>

	れか一方に計上。)									
	<u>(ウ) 担い手</u> <u>農業委員会の活動により、以下のいずれかの事項が達成された場合</u> <u>① 担い手への農地集積</u> <u>農業委員会の活動による集積のうち、非担い手から担い手になった者への集積を含む場合</u> <u>② 農地中間管理機構を活用しての農地集積</u> <u>農業委員会の活動による集積面積の7割以上が農地中間管理機構が借り受けた農地である場合</u>	<u>達成する項目毎に1点</u> <u>(ただし、①において、非担い手から担い手になった者が新規参入者の場合は2点を加点)</u>								
<u>2. 遊休農地の発生防止・解消</u>										
<u>(1) 平成27年から事業実施年度の前年までに遊休農地率が1%以下となったことのある市町村の農業委員会については、事業実施年度の当年における遊休農地率が1%以下であった場合は、評価点を7点（農業委員会が事業実施年度において、遊休農地の全てについて利用意向調査を実施した場合は8点）とします。</u>										
<u>(2) 平成27年から事業実施年度の前年までに遊休農地率が1%以下となったことのない市町村の農業委員会については、遊休農地の解消面積*の75%について、単年度解消目標面積*に対する達成度*を評価することとし、農業委員会が事業実施年度において、遊休農地の全てについて利用意向調査を実施した場合は1点を以下のアの表中の「評価点」に加えた合計を評価点とします。</u>										
<u>ア 評価点</u>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(ア) 達成度が130%以上</u></td> <td><u>13点</u></td> </tr> <tr> <td><u>(イ) 達成度が120%以上</u></td> <td><u>11点</u></td> </tr> <tr> <td><u>(ウ) 達成度が110%以上</u></td> <td><u>9点</u></td> </tr> </tbody> </table>	実績	評価点	<u>(ア) 達成度が130%以上</u>	<u>13点</u>	<u>(イ) 達成度が120%以上</u>	<u>11点</u>	<u>(ウ) 達成度が110%以上</u>	<u>9点</u>	
実績	評価点									
<u>(ア) 達成度が130%以上</u>	<u>13点</u>									
<u>(イ) 達成度が120%以上</u>	<u>11点</u>									
<u>(ウ) 達成度が110%以上</u>	<u>9点</u>									

<u>(エ) 達成度が 100%以上</u>	<u>7点</u>
<u>(オ) 達成度が 90%以上</u>	<u>6点</u>
<u>(カ) 達成度が 80%以上</u>	<u>5点</u>
<u>(キ) 達成度が 70%以上</u>	<u>4点</u>
<u>(ク) 達成度が 60%以上</u>	<u>3点</u>
<u>(ケ) 達成度が 50%以上</u>	<u>2点</u>
<u>(コ) 達成度が 40%以上</u>	<u>1点</u>

(注) 事業実施年度の前年又は当年において農地の利用状況調査を全域完了していない(立入困難等外因的理由で調査できなかった場合を除きます。)市町村の農業委員会にあっては、達成度にかかわらず、0点とします。

3 用語の定義

※印を付した用語の定義については、次のとおりとします。

(1)「農地集積率」とは、各市町村における、各年度の農地集積面積を、各年の耕地面積(耕地及び作付面積統計(農林水産省)の耕地面積をいいます。ただし、特別区にあっては、農地台帳に記録された農地の合計面積とします。(3)において同じです。)で除して得た割合とします。ただし、事業実施年度の農地集積率の計算に当たって、当年の耕地面積が公表されていない場合には、直近に公表された耕地面積を用いるものとします。

なお、「農地集積面積」とは、各市町村における、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」(平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知)別紙2に定める農地利用集積の対象となる担い手(以下「担い手」といいます。)がその耕作の事業に供している農地の面積(特段の定めのない限り各年度12月末日時点とします。ただし、1の(1)の農地集積率については、各年度3月末日時点とします。)とします。

(2)「農業委員会の活動による農地集積・集約化面積」とは、事業実施年の1月1日から12月末日までの期間(成果実績に応じた交付金(前期分)を受けようとする場合は、事業実施年の1月1日から6月末日までの期間)において、農業委員会の活動による成果として、担い手へ利用集積された農地の面積とします。

(3)「単年度集積基準面積」とは、各市町村における平成26年3月末日時点の農地集積率に2.5を乗じた率(ただし、90%(北海道の市町村にあつては、95%とします。)を上限とします。また、10%に満たない場合には10%とします。)に平成25年の耕地面積を乗じて得た面積から、平成26年3月末日時点の農地集積面積を減じ、10年で除して得た面積に0.5を乗じて得た面積とします。

(4)担い手への農地集積・集約化の評価における「達成度」とは、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積を、単年度集積基準面積で除して得た割合とします。また、実質化された人・農地プランを作成した市町村の農業委員会においては、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積に、当該人・農地プランにおいて事業実施年に新たに記載した農地集積予定面積を加えた面積を、単年度集積基準面積で除して得た割合とします。ただし、交付金の交付を受けるに当たって農地集積予定面積の対象とされた農地については、当該農地が同じ事業実施年の1月1日から12月末日までの期間に集積・集約化された場合、又は翌年以降で当該農地集積予定面積の記載に貢献した農業委員及び推進委員の1回の任期(3年)の期間内に集積・集約化された場合は、当該事業実施年の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積から除きます。

(5)「農地集積予定面積」とは、農業委員会の活動により、農地の貸付け等の意向が確認され、事業実施年の1月1日から12月末日までの期間に作成された実質化された人・農地プランにおいて、事業実施年に新たにその地番及び面積が記載された農地の面積とします(令和3年度においては、実質化された人・農地プランを令和3年度までに作成するための工程表を作成した地域においては、事業実施年に見直しを行った当該地域の既存の人・農地プランも対象とします。)

(6)「集約化された農地」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する、同一の担い手が一連の農作業の継続に支障が生じない農地のうち、当該事業実施年の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積に該当する農地とします。

①畦畔で接続する2筆以上の農地

②農道又は水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地

③各々一隅で接続する2筆以上の農地

④段状に接続する2筆以上の農地

⑤借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

(7)「中山間地」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域とします。

①中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産

事務次官依命通知) 第2の地域別農業振興計画に位置付けられている地域であって、「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の第1次分類において中間農業地域又は山間農業地域に該当する旧市区町村の地域

②中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の2の対象農用地

(8)「樹園地」とは、果樹等の栽培が行われており、農地集積・集約化以降も果樹等の栽培が行われることが見込まれる農地とします。

(9)「遊休農地面積」とは、各市町村における、各年の利用状況調査により把握した農地法第32条第1項第1号及び第2号に該当する農地(以下それぞれ「1号遊休農地」及び「2号遊休農地」といいます。)の面積とします。

(10)「遊休農地率」とは、各市町村における、各年の遊休農地面積を、各年の耕地面積に1号遊休農地の面積を加えた面積(特別区にあつては、農地台帳に記録された農地の合計面積とします。)で除して得た割合とします。ただし、事業実施年度の当年の遊休農地率の計算に当たって、当年の耕地面積が公表されていない場合には、直近に公表された耕地面積を用いるものとします。

(11)「遊休農地の解消面積」とは、各市町村における、事業実施年度の前年の遊休農地面積から、事業実施年度の当年の遊休農地面積を減じて得た面積とします。

(12)「単年度解消目標面積」とは、各市町村における平成27年の遊休農地面積から、平成27年の耕地面積に平成27年の1号遊休農地面積を加えた面積(特別区にあつては、平成27年の農地台帳に記録された農地の合計面積とします。)の1%に当たる面積を減じ、5年で除して得た面積とします。

(13) 遊休農地の発生防止・解消の評価における「達成度」とは、遊休農地の解消面積の75%を、単年度解消目標面積で除して得た割合とします。

改 正 後			改 正 前
<u>（別表）</u>			〔新設〕
<u>区 分</u>	<u>内 容</u>	<u>注 意 点</u>	
<u>委員報酬</u>	<u>農業委員又は農地利用最適化推進委員に対して支払う報酬</u>	<u>市町村の条例に基づき支払う報酬をいいます。</u>	
<u>旅費</u>	<u>資料収集、各種調査、巡回指導、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費</u>	<u>旅費の支出に当たっては、市町村の条例又は事業実施主体が定める旅費に関する規程（地方公共団体が定める規程に準拠する場合があります。）に基づき支払った場合に限ります。</u>	
<u>報酬・謝金</u>	<u>弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金</u>	<u>報酬又は謝金は、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。</u>	
<u>賃金・給与・報酬・職員手当等</u>	<u>① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。）</u> <u>② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価</u>	<u>雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、「その他の経費」の区分により申請してください。</u> <u>賃金の単価については、事業実施主体が定める賃金支給規則等（地方公共団体が定める規則に準拠する場合があります。）に基づき支</u>	

		<u>払った場合に限りです。</u>	
<u>手当</u>	<u>資料収集、各種調査、会議及び打合せ等</u> に出席した者等に対して支払う実働に応じた対価	<u>手当の単価については、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。</u>	
<u>印刷製本費</u>	① <u>教材、資料及びパンフレット等の印刷代（用紙代を含みます。）</u> ② <u>教材及び資料等の製本代</u>		
<u>借料及び使用料</u>	<u>会場借料、物品等使用料、損料、パソコン及びプリンター（無線LANルーターを含みます。）のリース費用並びにタブレットの端末管理ツール費用等</u>		
<u>雑役務費</u>	<u>調査等の集計、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等</u>		
<u>通信運搬費</u>	<u>タブレット等の通信料、郵便料、運送料及び発送料等</u>		
<u>消耗品費</u>	<u>各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等）代</u>	<u>1件当たり3万円未満のものに限りです。</u>	
<u>その他の経費</u>	<u>上記のほか事業を実施する上で必要となる経費</u>		

改 正 後	改 正 前										
<p>別紙様式第 1 号（第 4 関係）</p> <p>〔略〕</p> <p><u>〔注 1〕</u> 事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第 4 の 1 の（1）」に基づき、農地利用最適化交付金事業実施計画を「<u>第 4 の 3 の（1）</u>」に基づき、農地利用最適化交付金事業完了報告書」として下さい。</p> <p><u>〔注 2〕</u> 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。</p>	<p>別紙様式第 1 号（第 4 関係）</p> <p>〔略〕</p> <p><u>〔注〕</u> 事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第 4 の 1 の（1）」に基づき、農地利用最適化交付金事業実施計画を「<u>第 4 の 4 の（1）</u>」に基づき、農地利用最適化交付金事業完了報告書」として下さい。</p> <p>〔新設〕</p>										
<p style="text-align: center;"><u>令和〇年度農地利用最適化交付金事業実施計画（又は完了報告書）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〇〇農業委員会</u></p> <p><u>1 推進委員等による最適化活動推進事業</u></p> <p><u>（1）推進委員等の活動日数</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;"><u>最適化活動を実施する推進委員等の人数</u></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>活動日数</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人日</td> </tr> </table> <p><u>〔注〕</u> 事業実施計画においては、推進通知第 1 の 2 の（2）の①に基づき設定した推進委員等の最適化活動の活動日数の目標の合計日数を記入し、事業完了報告においては、その実績を記載してください。</p> <p><u>（2）推進委員等が行う農地等の所有者等への意向把握</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>実施時期</u></td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>調査対象人数</u></td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><u>活動する推進委員等の人数</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table> <p><u>〔注〕</u> 「活動する推進委員等の人数」は、事業完了報告においては、「活動した推進委員等の人数」を記載してください。</p>	<u>最適化活動を実施する推進委員等の人数</u>	<u>活動日数</u>	人	人日	<u>実施時期</u>	<u>調査対象人数</u>	<u>活動する推進委員等の人数</u>		人	人	<p>〔新設〕</p>
<u>最適化活動を実施する推進委員等の人数</u>	<u>活動日数</u>										
人	人日										
<u>実施時期</u>	<u>調査対象人数</u>	<u>活動する推進委員等の人数</u>									
	人	人									

(3) 推進委員等が行う最適化活動（(2)以外のもの）

<u>実施時期</u>	<u>活動する 推進委員等</u>	<u>活動内容</u>
	人	

(注1) 農地等のあっせん・利用調整、遊休農地の解消、新規参入の促進等の活動の計画及び実績を記載してください。

(注2) 「活動する推進委員等の人数」は、事業完了報告においては、「活動した推進委員等の人数」を記載してください。

2 農業委員会の最適化の推進のための支援事業

(1) 農地等の所有者等への意向把握

<u>実施時期</u>	<u>調査対象人数</u>
	人

(注) 「調査対象者数」は、事業実施計画を作成する際は、調査対象の農地等の所有者等の人数の見込みを記載し、事業完了報告書を作成する際は、調査に対する回答を得た農地等の所有者等の人数を記載してください。

(2) 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動

<u>地図作成に係る対象地 区名・集落名</u>	<u>農業委員会の取組内容</u>		
	<u>農地等の所有者等の意向を反映した地図の作成</u>	<u>集落座談会の開催</u>	
		<u>開催時期</u>	<u>出席者</u>

(3) 最適化活動の適正実施に係る活動

<u>実施時期</u>	<u>活動内容</u>

(注) 推進委員等が行った最適化活動の記録簿の集計等、最適化活動の適正な実施に関し農業委員会事務局が行う取組内容を記載してください。

(別紙)

[新設]

令和○年度農地利用最適化交付金事業経費内訳

〇〇農業委員会

(単位：円)

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち交付金額	
(1) 推進委員等による最適化活動 推進事業			
ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬			
イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握			
(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業			
ア 農地等の所有者等の意向把握			
イ 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動			
ウ 最適化活動の適正実施に係る活動			
合計			

(注) 「3. 経費内訳」欄は、事業実施計画に記載した活動に係る経費を【単価×数量】の形式で記載し、その合計が2の交付金額と一致するよう、漏れなく記載してください。

[削る]

令和○年度農地利用最適化交付金事業実施計画 (又は完了報告書)

〇〇農業委員会

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 農業委員及び推進委員の人数

ア 令和○年1月2日から令和△年(事業実施年の翌年)3月末日の間に改選が行われる農業委員会

	<u>農業委員及び推進委員の人数</u>	<u>改選月</u>
<u>改選前委員数</u>	<u>人</u>	<u>月</u>
<u>改選後委員数</u>	<u>人</u>	

イ ア以外の農業委員会

<u>農業委員及び推進委員の人数</u>
<u>人</u>

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 活動区分ごとの活動日数

<u>活動区分</u>	<u>活動日数</u>	<u>うち前期分</u>	<u>活動内容</u>
<u>(ア)実質化された人・農地プランに係る活動</u>	<u>人日</u>	<u>人日</u>	
<u>(イ)担い手への農地集積・集約化の推進活動</u>	<u>人日</u>	<u>人日</u>	
<u>(ウ)遊休農地の発生防止・解消活動</u>	<u>人日</u>	<u>人日</u>	
<u>(ア)から(ウ)までの合計</u>	<u>人日</u>	<u>人日</u>	
<u>うち(ア)及び(イ)の占める割合</u>	<u>%</u>	<u>%</u>	

イ 事業実施計画に対する達成割合

<u>事業完了報告書における(2)のアの活動区分(ア)から(ウ)までの活動日数の合計</u>	<u>人日</u>
<u>(A)</u>	

事業実施計画における(2)のアの活動区分(ア)から(ウ)までの活動日数の 合計 <u>(B)</u>	人日
事業実施計画に対する達成割合 <u>(C) = (A) ÷ (B)</u>	%

ウ (2)のイの(C)が60%未満であった場合、その理由及び次年度に向けた改善方針

60%未満であった理由	事業実施計画の達成に向けた次年度の改善方針

エ 事業実施年度の前年度の農地利用最適化交付金事業完了報告書において、(2)のイの(C)が60%未満であった場合、当該完了報告書において記載した改善方針に基づく活動の本年度の実施結果

前年度の事業完了報告書に記載した「事業実施計 画の達成に向けた次年度の改善方針」	左記改善方針に基づく活動の本年度の実施結果

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 令和□年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況

遊休農地面積（令和□年利用状況調査結果）

耕地面積	遊休農地面積		遊休農地率	
		1号遊休農地	2号遊休農地	
<u>(A)</u>	<u>(B)</u>	<u>(C)</u>	<u>(D)</u>	<u>(B)/(A+C)</u>
ha	ha	ha	ha	%

(2) 令和○年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（令和○年12月末日時点）

耕地面積	農地集積面積	農地集積率
<u>(A)</u>	<u>(B)</u>	<u>(B/A)</u>
ha	ha	%

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（令和○年1月1日から同年12月末日まで）

<u>農業委員会の活動による農地集積・集約化面積</u>		
		<u>うち前期分</u>
<u>合計</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>
<u>うち集約化された農地の面積</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>
<u>うち中山間地・樹園地の面積</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>

ウ 農地集積予定面積

<u>合計</u>	<u>うち前期分</u>
<u>ha</u>	<u>ha</u>

エ 農業委員会の活動による担い手の増加人数等

<u>集積のうち、非担い手から 担い手になった人数</u>	<u>2の(2)の(B)の農地集 積面積</u>	<u>農地中間管理機構が借り 受けた農地面積</u>
<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>

オ 遊休農地面積（令和〇年利用状況調査結果）

<u>耕地面積</u> (A)	<u>遊休農地面積</u> (B)			<u>遊休農地率</u> (B/(A+C))	<u>利用意向調査 面積</u> (E)
		<u>1号遊休農地</u> (C)	<u>2号遊休農地</u> (D)		
<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>%</u>	<u>ha</u>

注意事項

- (1) 各項目の「うち前期分」の記載欄には、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けようとする農業委員会でない場合は記入不要です。
- (2) 1の(2)のオの(ア)から(ウ)までの活動については、各項目間で重複がないように記入してください。また、活動日数のうち前期分については、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた農業委員会は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。
- (3) 事業実施計画では、1の(2)のイからウまで及び2の各項目については記入不要です。
- (4) 1の(2)のエについては、事業実施年度の前年度に農地利用最適化交付金事業完了報告書の2の(2)のイの(C)が60%未満であった農業委員会は、事業実施計画を提出する際に、「前年度の事業完了報告書に記載した「事業実施計画の達成に向けた次年度の改善方針」のみ記載し、「左記改善方針に基づく

活動の本年度の実施結果」については事業完了報告書を提出する際に記入してください。

(5) 2の各項目については、成果実績に応じた交付金の交付を受けるようとする農業委員会でない場合は、記入不要です。

(6) 2の各項目については、別添2の3の用語の定義を踏まえて記入してください。数値は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記入してください。なお、市町村の区域を2以上に分けて置かれている農業委員会では、市町村全域の数値を記入してください。

(7) 2の(2)のイについては、別紙様式第3号の別紙2の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積(計)の数値を記入してください。また、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会は事業完了報告書を提出する場合に、記入してください。

(8) 2の(2)のウについては、別紙様式第3号の別紙2の農地集積予定面積(計)の数値を記入してください。

(9) 2の(2)のアについては、別添2の1の(2)に該当する場合は、記入不要です。

(10) 2の(2)のイ及びウについては、別添2の1の(1)により評価する農業委員会のうち、表中の加点に該当しない場合は、記入不要です。

(11) 2の(1)及び(2)のエについては、利用状況調査を全域完了していない場合(立入困難等外因的理由で調査できなかった場合を除きます。)には、その旨を記入してください。また、成果実績に応じた交付金のうち遊休農地の発生防止・解消農地による交付を受けない農業委員会は記入不要です。

(12) 事業実施計画を提出する際には別紙を添付してください。

(13) 事業完了報告書を提出する際には、別紙、別紙様式第3号の別紙1及び別紙2を添付してください。その際、別紙様式第3号の別紙1は、別添1の2に掲げる表の左欄のアに該当せず、かつ別添2の1の各表中の「集約化」の加点又は別添2の3の(5)の農地集積予定面積のいずれも活用しない農業委員会は提出不要です。また、別紙様式第3号の別紙2は、成果実績に応じた交付金のうち担い手への農地集積・集約化による交付を受けない農業委員会は提出不要です。

〔削る〕	(別紙)				
	令和〇年度農地利用最適化交付金事業経費内訳				
	〇〇農業委員会				
(単位：円)					
項目	総事業費	うち活動実績 に応じた交付	うち成果実績 うち前期分	うち成果実績 に応じた交付	うち前期分

	<table border="1" data-bbox="1126 97 2130 181"> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>金額</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>金額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>合計</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><u>注意事項</u></p> <p><u>(1) 成果実績に応じた交付金額については、事業実施計画では記入不要です。</u></p> <p><u>(2) 活動実績及び成果実績に応じた交付金額のうち前期分については、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けようとする農業委員会でない場合は、記入不要です。成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けた農業委員会は、事業完了報告書を提出する場合に記入してください。</u></p> <p><u>(3) 事業実施計画における活動実績に応じた交付金額については、人・農地プランの実質化に取り組むことが見込まれる地域において活動を行う農業委員及び推進委員については一人当たりの費用を7千円/月・人を上限として、それ以外の農業委員及び推進委員については一人当たりの費用を6千円/月・人を上限として、総事業費を算定の上、記入してください。</u></p> <p><u>(4) 事業完了報告書における活動実績に応じた交付金額については、総事業費は、別添1の2の交付上限額以下となるよう算定の上、記入してください。また、記入された総事業費が妥当であることの根拠として、農業委員会は、第7（事業実施における留意事項）の活動管理簿及び農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理してください。</u></p>			<u>金額</u>		<u>金額</u>		<u>合計</u>					
		<u>金額</u>		<u>金額</u>									
<u>合計</u>													
<p>[削る]</p>	<p><u>別紙様式第2号（第4関係）</u></p> <p style="text-align: right;"><u>番 号</u> <u>年 月 日</u></p> <p><u>地方農政局長等 宛</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〇〇都道県知事</u> <u>〇〇 〇〇</u></p> <p><u>令和〇年度〇〇都道府県農地利用最適化交付金事業実施計画の提出について</u></p> <p><u>農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（4）に基づき、農業委員会が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、承認を申請します。</u></p>												

注) 事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第4の1の(4)に基づき、農業委員会が作成した事業実施計画を取りまとめましたので、承認を申請」を「第4の4の(2)に基づき、農業委員会が作成した事業完了報告書を取りまとめましたので提出」として下さい。

別紙様式第2号(第4関係)

令和〇年度農地利用最適化交付金事業実施計画(又は完了報告書)

〇〇都道府県

1 推進委員等による最適化活動推進事業

(1) 推進委員等の活動日数

農業委員会名	最適化活動を実施する推進委員等の人数	活動日数
	人	人日
	人	人日
合計	人	人日

(注) 事業実施計画においては、推進通知第1の2の(2)の①に基づき設定した推進委員等の最適化活動の活動日数の目標の合計日数を記入し、事業完了報告においては、その実績を記載してください。

(2) 推進委員等が行う農地等の所有者等への意向把握

農業委員会名	実施時期	調査対象人数	活動する推進委員等の人数
		人	人
		人	人
合計		人	人

(注) 「活動する推進委員等の人数」は、事業完了報告においては、「活動した推進委員等の人数」を記載してください。

(3) 推進委員等が行う最適化活動((2)以外のもの)

農業委員会名	実施時期	活動する推進委員等	活動内容

(新設)

		人	
		人	
合計		人	

(注1) 農地等のあっせん・利用調整、遊休農地の解消、新規参入の促進等の活動の計画及び実績を記載してください。

(注2) 「活動する推進委員等の人数」は、事業完了報告においては、「活動した推進委員等の人数」を記載してください。

2 農業委員会の最適化の推進のための支援事業

(1) 農地等の所有者等への意向把握

農業委員会名	実施時期	調査対象人数
		人
		人
合計		人

(注) 「調査対象者数」は、事業実施計画を作成する際は、調査対象の農地等の所有者等の人数の見込みを記載し、事業完了報告書を作成する際は、調査に対する回答を得た農地等の所有者等の人数を記載してください。

(2) 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動

農業委員会名	地図作成に係る 対象地区名・集 落名	農業委員会の取組内容		
		農地等の所有者 等の意向を反映 した地図の作成	集落座談会の開催	
			開催時期	出席者
合計				

(3) 最適化活動の適正実施に係る活動

農業委員会名	実施時期	活動内容
合計		

(注) 推進委員等が行った最適化活動の記録簿の集計等、最適化活動の適正な実施に関し農業委員会事務局が行う取組内容を記載してください。

<p><u>(別紙)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和〇年度農地利用最適化交付金事業経費内訳</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〇〇都道府県</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(単位：円)</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;"><u>項目</u></th> <th style="width:25%;"><u>1. 総事業費</u></th> <th style="width:25%;"><u>2. うち交付金額</u></th> <th style="width:25%;"><u>3. 経費内訳</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(1) 推進委員等による最適化活動</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>推進事業</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ア 農地等の所有者等の意向把握</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>イ 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>ウ 最適化活動の適正実施に係る活動</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<u>項目</u>	<u>1. 総事業費</u>	<u>2. うち交付金額</u>	<u>3. 経費内訳</u>	<u>(1) 推進委員等による最適化活動</u>				<u>推進事業</u>				<u>ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬</u>				<u>イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握</u>				<u>(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業</u>				<u>ア 農地等の所有者等の意向把握</u>				<u>イ 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動</u>				<u>ウ 最適化活動の適正実施に係る活動</u>				<u>合計</u>				<p>[新設]</p>
<u>項目</u>	<u>1. 総事業費</u>	<u>2. うち交付金額</u>	<u>3. 経費内訳</u>																																						
<u>(1) 推進委員等による最適化活動</u>																																									
<u>推進事業</u>																																									
<u>ア 最適化活動を行う推進委員等の報酬</u>																																									
<u>イ 遊休農地の解消等の最適化活動や農地等の所有者等への意向把握</u>																																									
<u>(2) 農地利用の最適化の推進のための支援事業</u>																																									
<u>ア 農地等の所有者等の意向把握</u>																																									
<u>イ 人・農地プランの作成・地域の話合いの推進活動</u>																																									
<u>ウ 最適化活動の適正実施に係る活動</u>																																									
<u>合計</u>																																									
<p>[削る]</p>	<p><u>令和〇年度農地利用最適化交付金事業実施計画 (又は完了報告書)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>〇〇都道府県</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;"></th> <th colspan="2" style="width:50%;"><u>1. 活動実績に応じた交付金関係</u></th> <th colspan="2" style="width:25%;"></th> </tr> <tr> <th style="width:25%;"><u>農業委員会名</u></th> <th style="width:25%;"><u>(1) 農業委員及び推進委員の人数</u></th> <th colspan="2" style="width:25%;"><u>(2) 農地利用の最適化に向けた活動</u></th> <th style="width:25%;"></th> </tr> <tr> <td></td> <td><u>改選のな</u></td> <td><u>改選のある農業委員会</u></td> <td><u>活動日数</u></td> <td><u>事業実</u></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		<u>1. 活動実績に応じた交付金関係</u>				<u>農業委員会名</u>	<u>(1) 農業委員及び推進委員の人数</u>	<u>(2) 農地利用の最適化に向けた活動</u>				<u>改選のな</u>	<u>改選のある農業委員会</u>	<u>活動日数</u>	<u>事業実</u>																									
	<u>1. 活動実績に応じた交付金関係</u>																																								
<u>農業委員会名</u>	<u>(1) 農業委員及び推進委員の人数</u>	<u>(2) 農地利用の最適化に向けた活動</u>																																							
	<u>改選のな</u>	<u>改選のある農業委員会</u>	<u>活動日数</u>	<u>事業実</u>																																					

	<u>い農業委員会</u>						<u>施計画に対する達成度</u>
	<u>農業委員及び推進委員の人数</u>	<u>改選前委員数</u>	<u>改選後委員数</u>	<u>改選月</u>		<u>うち前期分</u>	
<u>単位</u>	<u>人</u>	<u>人</u>	<u>人</u>		<u>人日</u>	<u>人日</u>	<u>%</u>
	<u>合計</u>						

<u>2 成果実績に応じた交付金関係</u>							
<u>(1) 令和〇年度(事業実施年度の前年度)における農地利用の最適化の状況</u>				<u>(2) 令和〇年度(事業実施年度)における農地利用の最適化の状況</u>			
<u>遊休農地面積(令和〇年利用状況調査結果)</u>				<u>ア 農地集積面積(令和〇年12月末時点)</u>			
<u>耕地面積(A)</u>	<u>遊休農地面積(B)</u>			<u>耕地面積(A)</u>	<u>農地集積面積(B)</u>	<u>農地集積率(B/A)</u>	
	<u>1号遊休農地(C)</u>	<u>2号遊休農地(D)</u>	<u>遊休農地率(B/(A+C))</u>				
<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>%</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>%</u>	

<u>イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積(令和〇年1月1日から同年12月末日まで)</u>	<u>ウ 農地集積予定面積</u>
<u>合計</u>	<u>合計</u>
	<u>うち前期</u>

	<u>うち集約 化された 農地の面 積</u>	<u>うち中山 間地・樹 園地の面 積</u>	<u>分</u>	<u>うち集約 化された 農地の面 積</u>	<u>うち中山 間地・樹 園地の面 積</u>		<u>うち前期 分</u>
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

<u>エ 農業委員会の活動による 担い手の増加人数等</u>			<u>エ 遊休農地面積（令和〇年利用状況調査結果）</u>					
<u>集積の うち、非 担い手 から担 い手に なった 人数</u>	<u>うち新 規参入 者の人 数</u>	<u>農地中 間管理 機構が 借り受 けた農 地面積</u>	<u>耕地面 積 (A)</u>	<u>遊休農地面積(B)</u>			<u>利用意 向調査 面積 (E)</u>	
				<u>1号遊 休農地 (C)</u>	<u>2号遊 休農地 (D)</u>	<u>遊休農地 率 (B/(A+C))</u>		
人	人	ha	ha	ha	ha	ha	%	

注意事項

- (1) 1の(2)については、農業委員会ごとに、別記様式第1号の1の(2)のアの(ア)から(ウ)までの合計の活動日数を記入してください。また、「事業実施計画に対する達成割合」は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。活動日数のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会がある場合は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。
- (2) 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積のうち前期分については、成果実績に応じた交付金(前期分)の交付を受けた農業委員会がある場合は、事業完了報告書を提出する際に記入してください。
- (3) 2については、事業実施計画では記入不要です。
- (4) 事業実施計画及び事業完了報告書を提出する際には別紙を添付してください。

<p>[削る]</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和○年度農地利用最適化交付金事業経費内訳</u></p> <p style="text-align: right;"><u>○○農業委員会</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">項目</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">総事業費</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">うち活動実績</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">うち成果実績</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">に応じた交付 金額</th> <th style="text-align: center;">うち前期分</th> <th style="text-align: center;">に応じた交付 金額</th> <th style="text-align: center;">うち前期分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：円)</p> <p>注意事項</p> <p>(1) <u>成果実績に応じた交付金額については、事業実施計画では記入不要です。</u></p> <p>(2) <u>活動実績及び成果実績に応じた交付金額のうち前期分については、成果実績に応じた交付金（前期分）の交付を受けようとする農業委員会でない場合は、記入不要です。</u></p>	項目	総事業費	うち活動実績		うち成果実績		に応じた交付 金額	うち前期分	に応じた交付 金額	うち前期分	合計					
項目	総事業費			うち活動実績		うち成果実績											
		に応じた交付 金額	うち前期分	に応じた交付 金額	うち前期分												
合計																	
<p>別紙様式第3号（第4関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>令和○年度農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書の提出について</u></p> <p>農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（1）に基づき、<u>農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書</u>を提出します。</p> <p>(注) <u>記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。</u></p>	<p>別紙様式第3号（第4関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>令和○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書の提出について</u></p> <p>農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（1）<u>及び3の（1）</u>に基づき、<u>農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書</u>を提出します。</p> <p>[新設]</p>																
<p style="text-align: center;"><u>農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書</u></p>	<p>[新設]</p>																

1 推進委員等の最適化活動の実績

(1) 推進委員等の成果実績

No.	農業委員又は推進委員名	目標						
		担当区域の農地面積	新規集積面積	集積面積(累計)	集積率	遊休農地解消目標		新規参入貸付等同意面積
						既存遊休農地の解消面積	新規発生遊休農地の解消面積	
A	B	C=B/A	D	E				
ha	ha	ha	%	ha	ha	ha		
合計								

実績								
担当区域の農地面積	新規集積面積	集積面積(累計)	集積率	遊休農地解消等実績				
				目標達成状況		既存遊休農地の解消面積	目標達成状況	
				状況	評価点		状況	評価点
F	G	H=G/F	I=H/C	J	K=J/D			
ha	ha	ha	%	%	ha	ha		

(緑区分) 令和8年度 までの目標 を達成	評価点	新規発生 遊休農地 の解消面 積	評価点	遊休農地 の発生防止			評価点
		ha		項目 ①	項目 ②	項目 ③	

新規参入 貸付等同意 面積	目標達成 状況	評価点	評価点 (計)	備考	
					評価点
L	M=L/E				
ha	%				

- ※1 「(緑区分) 令和8年度までの目標を達成」欄は、達成した場合に○を記入
- ※2 「遊休農地解消等実績」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入
- 項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし
- 項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし
- 項目③ 農用地区域内で遊休農地の新規発生なし
- ※3 推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、右欄にその事由及び期間を記入

(2) 推進委員等の活動実績

No.	農業委	実績

	員又は	活動日数実績							
	推進委	月毎の活動日数							
	員名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
合計									

					年間 活動 日数	月当たり の平均活 動日数	評価点 ①	評価点 ②	評価点 (計)	推進通 知の目 標日数	備考
12 月	1月	2月	3月								

※1 評価点①の欄には、別添第2の(2)の下表のアに基づく評価点を記入

※2 評価点②の欄には、別添第2の(2)の下表のイに基づく評価点を記入

※3 推進通知の目標日数の欄には、推進通知第1の2の(2)の①に基づき設定した活動日数の目標を記入

※4 推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、右欄にその事由及び期間を記入

2 農業委員会の最適化活動の実績

農業委員 会名	1 最適化活動の成果目標						
	(1) 農地の集積						
	前年度末 の集積率	(目標) 今年度末 の集積率	農地面積	今年度末 の集積面 積	(実績) 今年度末 の集積率	目標達成 状況	評価点
	A	B	C	D	E=D/C	F=E/B	
	%	%	ha	ha	%	%	

<u>(2) 遊休農地の解消等</u>										
<u>(目標)</u> <u>(緑区)</u> <u>分) 解消</u> <u>面積</u>	<u>(実績)</u> <u>(緑区)</u> <u>分) 解消</u> <u>面積</u>	<u>目標達成</u> <u>状況</u>	<u>評価点</u>	<u>(黄区)</u> <u>分) 解消</u> <u>工程表策</u> <u>定</u>	<u>評価点</u>	<u>(緑区)</u> <u>分)</u> <u>令和8年</u> <u>度までの</u> <u>目標を達</u> <u>成</u>	<u>評価点</u>			
<u>G</u>	<u>H</u>	<u>I=H/G</u>								
<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>%</u>								
<u>(3) 新規参入の促進</u>										
<u>(目</u> <u>標)</u> <u>新規</u> <u>発生</u> <u>解消</u> <u>面積</u>	<u>(実</u> <u>績)</u> <u>新規</u> <u>発生</u> <u>解消</u> <u>面積</u>	<u>評価</u> <u>点</u>	<u>遊休農地の発生防止</u>			<u>評価</u> <u>点</u>	<u>(目</u> <u>標) 同</u> <u>意・広</u> <u>報面積</u>	<u>(実</u> <u>績) 同</u> <u>意・公</u> <u>表面積</u>	<u>目標</u> <u>達成</u> <u>状況</u>	<u>評価</u> <u>点</u>
			<u>項目①</u>	<u>項目②</u>	<u>項目③</u>	<u>J</u>	<u>K</u>	<u>L=K/J</u>		
<u>ha</u>	<u>ha</u>					<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>%</u>		
<u>2 最適化活動の活動目標</u>								<u>評価点</u>		
<u>(1) 推進委員等が</u> <u>活動すべき日数</u>		<u>(2) 活動強化月間</u>			<u>(3) 新規参入相談会への参</u> <u>加</u>			<u>(計)</u>		

<u>(目 標)月 当 たり 活 動 日 数</u>	<u>(実 績)月 当 たり 活 動 日 数(平 均)</u>	<u>(目 標)活 動 強 化 月 間 の 実 施 回 数</u>	<u>(実 績)活 動 強 化 月 間 の 実 施 回 数</u>	<u>評 価 点</u>	<u>(目 標)新 規 参 入 相 談 会 へ の 参 加 回 数</u>	<u>(実 績) 就 農 相 談 会 へ の 参 加 回 数</u>	<u>評 価 点</u>	
<u>且</u>	<u>且</u>	<u>回</u>	<u>回</u>		<u>回</u>	<u>回</u>		

- ※1 「(緑区分) 令和8年度までの目標を達成」欄は、達成した場合に○を記入
- ※2 「遊休農地解消等」の「(黄区分) 解消工程表作成」欄は、黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定した場合に○を記入
- ※3 「遊休農地解消等」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入
- 項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし
- 項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし
- 項目③ 農用地区域内で遊休農地の新規発生なし

令和○年度農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書				
○○農業委員会				
1 成果実績報告				
(1) 令和○年度(事業実施年度の前年度)における農地利用の最適化の状況				
遊休農地面積(令和○年利用状況調査結果)				
耕地面積	遊休農地面積	1号遊休農地	2号遊休農地	遊休農地率
(A)	(B)	(C)	(D)	(B/(A+C))
ha	ha	ha	ha	%
(2) 令和○年度(事業実施年度)における農地利用の最適化の状況				
ア 農地集積面積(令和○年12月末日時点)				
耕地面積	農地集積面積	農地集積率		

[削る]

(A)	(B)	(B/A)
ha	ha	%

イ 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（令和〇年1月1日から同年12月末日まで）

<u>農業委員会の活動による農地集積・集約化面積</u>		
		<u>うち前期分</u>
合計	ha	ha
<u>うち集約化された農地の面積</u>	ha	ha
<u>うち中山間地・樹園地の面積</u>	ha	ha

ウ 農地集積予定面積

合計	<u>うち前期分</u>
ha	ha

エ 農業委員会の活動による担い手の増加人数等

<u>集積のうち、非担い手から担い手になった人数</u>	<u>2の(2)の(B)の農地集積面積</u>	<u>農地中間管理機構が借り受けた農地面積</u>
ha	ha	ha

オ 遊休農地面積（令和〇年利用状況調査結果）

<u>耕地面積</u>	<u>遊休農地面積</u>		<u>遊休農地率</u>	<u>利用意向調査面積</u>
	<u>1号遊休農地</u>	<u>2号遊休農地</u>		
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
ha	ha	ha	ha	%

(3) 農地利用の最適化の進捗状況（遊休農地面積）

<u>令和〇年（事業実施年度の前年）の遊休農地面積</u>	<u>令和〇年（事業実施年度の当年）の遊休農地面積</u>	<u>遊休農地の解消面積</u>
(A)	(B)	(A-B)

ha

ha

ha

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（第3四半期時点）

ア 活動区分ごとの活動日数

活動区分	活動日数		活動内容
		うち前期分	
(ア)実質化された人・ 農地プランに係る活 動	人日	人日	
(イ)担い手への農地集 積・集約化の推進活 動	人日	人日	
(ウ)遊休農地の発生防 止・解消活動	人日	人日	
(ア)から(ウ)までの合 計	人日	人日	
うち(ア)及び(イ) の占める割合	%	%	

注意事項

- (1) 別紙様式第1号に準じて記入してください。
- (2) 1の(2)のイについては、別紙2の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（計）の数値を記入してください。
- (3) 1の(2)のウについては、別紙2の農地集積予定面積（計）の数値を記入してください。

〔削る〕

(別紙1)

活動実績に係る実質化された人・農地プランの作成状況

〇〇農業委員会

1. 実質化された人・農地プランの作成状況（平成31年4月1日から令和〇年12月末日まで）

実質化された人・農地 プランを作成した地域		公表年月日	見直し年月日	実質化さ れた人・ 農地プラ ンに係る	既に実質 化されて いると判 断した旨
市町村名	地区・集 落名等	農地集積 予定面積	農地集積 予定面積		

			<u>の有無</u>		<u>の有無</u>	<u>活動を当該事業実施年度に行った農業委員・推進委員の氏名</u>	<u>の公表の有無</u>

(注)

①実質化された人・農地プランを作成した場合は、公表年月日欄に公表年月日を記載してください。また、記載した公表年月日以降に見直しを行った場合は、見直し年月日欄に直近の見直しを行った旨の公表年月日を記載してください。

②「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経管第494号)の3に基づき、既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域については、公表年月日欄には、既に実質化されていると判断した旨の公表年月日を記載するとともに、既に実質化されていると判断した旨の公表の有無の欄に「有」と記載してください。また、見直し年月日欄には、公表日以降に見直しを行った場合に、直近の見直しを行った旨の公表年月日を記載ください。

③別添2の3の(5)の農地集積予定面積を活用する農業委員会は、別紙2に農地集積予定面積として記載した地域については、農地集積予定面積の有無の欄に「有」と記載してください。

2. 人・農地プランの実質化に向けた工程表の作成状況(平成31年4月1日から令和〇年12月末日まで)

<u>人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成した地域</u>		<u>公表年月日</u>	<u>実質化された人・農地プランに係る活動を当該事業実施年度に行った農業委員・推進委員の氏名</u>	<u>工程表公表後の既存の人・農地プランの見直し年月日(実質化されたプランとなる場合を除く)</u>	
<u>市町村名</u>	<u>地区・集落名等</u>	<u>農地集積予定面積の有無</u>	<u>氏名</u>		<u>農地集積予定面積の有無</u>

(注)

①1に記載した地域との重複の有無にかかわらず記載してください。

②人・農地プランの実質化に向けた工程表の公表後に既存の人・農地プランの見直しを行った場合（実質化された人・農地プランとなる場合は、1に記載してください。）は、工程表公表後の見直し年月日の欄に、当該見直しを行った旨の公表年月日を記載してください。

（留意事項）

（1）事業完了報告書の提出の際は、別添1の2に掲げる表の左欄のAに該当せず、かつ別添2の1の各表中の「集約化」の加点又は別添2の3の（5）の農地集積予定面積のいずれも活用しない農業委員会については、本様式の提出は不要です。

（2）農業委員会活動状況報告時点で別添1の2に掲げる表の左欄のAに該当せず、かつ別添2の1の各表中の「集約化」の加点又は別添2の3の（5）の農地集積予定面積のいずれも活用しない農業委員会であって、事業実施年度の1月から3月までの活動により別添1に掲げる表の左欄のAに該当する予定の農業委員会は、以下に従ってください。

①農業委員会活動状況報告時点では、該当する人・農地プラン及び工程表がある場合は、1及び2を記載ください。ただし、農業委員会活動状況報告時点では、実質化された人・農地プランに係る活動を行った農業委員・推進委員の氏名欄は記載不要です。

②農業委員会事業完了報告提出時点で別添1の2に掲げる表の左欄のAに該当することとなった場合は、実質化された人・農地プランに係る活動を当該実施年度に行った農業委員・推進委員の氏名欄も含めて1及び2を記載した上で、当該農業委員会事業完了報告に添付してください。

[削る]

（別紙2）

担い手への農地集積・集約化に係る成果実績

〇〇農業委員会

1. 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（令和〇年1月1日から同年12月末日まで）

月	農業委員会の活動による農地集積・集約化面積	農業委員及び推進委員の氏名	備考
<u>1</u>	ha		
<u>2</u>	ha		
<u>3</u>	ha		
<u>4</u>	ha		
<u>5</u>	ha		

<u>6</u>	<u>ha</u>		
<u>7</u>	<u>ha</u>		
<u>8</u>	<u>ha</u>		
<u>9</u>	<u>ha</u>		
<u>10</u>	<u>ha</u>		
<u>11</u>	<u>ha</u>		
<u>12</u>	<u>ha</u>		

<u>農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（計）</u>	<u>ha</u>
---------------------------------	-----------

<u>農業委員会の活動による担い手の増加人数等</u>		
<u>集積のうち、非担い手から担い</u>	<u>農地中間管理機構が借り受けた</u>	
<u>手になった人数</u>	<u>うち新規参入者の人数</u>	<u>農地面積</u>
<u>人</u>	<u>人</u>	<u>ha</u>

注意事項

- (1) 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積欄には、農業委員会の活動による成果であることを示す資料を整理の上、農業委員会の活動によって担い手へ利用集積された農地面積を記載してください。
- (2) 農業委員及び推進委員の氏名欄には、農地集積・集約化面積欄に記載された農地集積面積に対して関与した農業委員及び推進委員の氏名を記載してください。
- (3) 備考欄には、農業委員会の活動による農地集積・集約化面積が生じた要因を記載してください。

2. 農地集積予定面積（令和〇年1月1日から同年12月末日まで）

<u>実質化された人・農地プランを作成した地域</u> <u>(市町村名、集落名、地区名を記載)</u>	<u>農地集積予定面積</u>
	<u>ha</u>
	<u>ha</u>

<u>農地集積予定面積（計）</u>	<u>ha</u>
--------------------	-----------

別紙様式第4号（第4関係）

[略]

別紙様式第4号（第4関係）

[略]

令和〇年度〇〇都道府県最適化活動実績報告書の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 の（2）に基づき、農業委員会が作成した最適化活動実績報告書を取りまとめましたので提出します。

（注）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

令和〇年度〇〇都道府県農地利用最適化交付金成果実績報告書及び活動状況報告書の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 2 の（2）及び 3 の（2）に基づき、農業委員会が作成した成果実績報告書及び活動状況報告書を取りまとめましたので提出します。

〔新設〕

都道府県農地利用最適化交付金最適化活動実績報告書

〇〇都道府県

〔新設〕

1 推進委員等の最適化活動の実績

（1）推進委員等の成果実績

農業 委員 会名	No.	農業 委員 又は 推進 委員 名	目標						
			担当 区域 の農 地面 積	新規 集積 面積	集積面 積（累 計）	集積率	遊休農地 解消目標		新規 参入 貸付 等同 意面 積
							既存遊休 農地の解 消面積	新規発生 遊休農地 の解消面 積	
A	B	C=B/A	D	E					
ha	ha	ha	%	ha	ha				
	合計								

実績					
担当 区域 の農	新規 集積 面積	集積面 積（累 計）	集積率	遊休農地 解消等実績	
				目標達成状	既存遊休 目標達

<u>地面積</u>				<u>況</u>	<u>評価点</u>	<u>農地の解消面積</u>	<u>成状況</u>	<u>評価点</u>
<u>F</u>		<u>G</u>	<u>H=G/F</u>	<u>I=H/C</u>		<u>J</u>	<u>K=L/D</u>	
<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>%</u>	<u>%</u>		<u>ha</u>	<u>ha</u>	

<u>(緑区分)</u>		<u>新規発生</u>		<u>遊休農地の発生防止</u>			
<u>令和8年度までの目標を達成</u>	<u>評価点</u>	<u>遊休農地の解消面積</u>	<u>評価点</u>	<u>項目①</u>	<u>項目②</u>	<u>項目③</u>	<u>評価点</u>
		<u>ha</u>					

<u>新規参入</u>			<u>評価点</u> <u>(計)</u>	<u>備考</u>
<u>貸付等同意面積</u>	<u>目標達成状況</u>	<u>評価点</u>		
<u>L</u>	<u>M=L/E</u>			
<u>ha</u>	<u>%</u>			

- ※1 「農業委員会名」は、1行ごとに農業委員会名を記入
- ※2 No. は、農業委員会毎に通し番号を記入
- ※3 「(緑区分) 令和8年度までの目標を達成」欄は、達成した場合に○を記入
- ※4 「遊休農地解消等実績」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入
 - 項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし
 - 項目② 前年度と当年度のいずれも遊休農地の新規発生なし
 - 項目③ 農用地区域内で遊休農地の新規発生なし
- ※5 推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、右欄にその事由及び期間を記入

(2) 推進委員等の活動実績

農業 委員 会名	No.	農業 委員 又は 推進 委員 名	実績							
			活動日数実績							
			月毎の活動日数							
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
合計										

				年間活 動日数	月当 たの平 均活動 日数	評価点 ①	評価点 ②	評価点 (計)	推進通 知の目 標日数	備考
12月	1月	2月	3月							

- ※1 「農業委員会名」は、1行ごとに農業委員会名を記入
- ※2 No. は、農業委員会毎に通し番号を記入
- ※3 評価点①の欄には、別添第2の(2)の下表のAに基づく評価点を記入

※4 評価点②の欄には、別添第2の(2)の下表のイに基づく評価点を記入

※5 推進通知の目標日数の欄には、推進通知第1の2の①に基づき設定した活動日数の目標を記入

※6 推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、右欄にその事由及び期間を記入

2 農業委員会の最適化活動の実績

農業委員 会名	1 最適化活動の成果目標						
	(1) 農地の集積						
	前年度末 の集積率	(目標) 今年度末 の集積率	農地面積	今年度末 の集積面 積	(実績) 今年度末 の集積率	目標達成 状況	評価点
	A	B	C	D	E=D/C	F=E/B	
%	%	ha	ha	%	%		

(2) 遊休農地の解消等							
(目標) (緑区 分) 解消 面積	(実績) (緑区 分) 解消 面積	目標達成 状況	評価点	(黄区 分) 解消 工程表策 定	評価点	(緑区 分) 令和8年 度までの 目標を達 成	評価点
G	H	I=H/G					
ha	ha	%					

					(3) 新規参入の促進					
(目 標) 新規 発生 解消 面積	(実 績) 新規 発生 解消 面積	評価 点	遊休農地の発生防止			評価 点	(目 標)同 意・広 報面積	(実 績)同 意・公 表面積	目標 達成 状況	評価 点
			項目①	項目②	項目③		J	K	L=K/J	
ha	ha					ha	ha	%		

2 最適化活動の活動目標								評価点 (計)
(1) 推進委員等が 活動すべき日数		(2) 活動強化月間			(3) 新規参入相談会への参 加			
(目 標)月 当たり 活動日 数	(実 績)月 当たり 活動日 数(平 均)	(目 標)活 動強化 月間の 実施回 数	(実 績)活 動強化 月間の 実施回 数	評価点	(目 標)新 規参入 相談会 への参 加回数	(実 績)就 農 相談 会へ の参 加回 数	評価点	
日	日	回	回		回	回		

- ※1 「(緑区分) 令和8年度までの目標を達成」欄は、達成した場合に○を記入
- ※2 「遊休農地解消等」の「(黄区分) 解消工程表作成」欄は、黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定した場合に○を記入
- ※3 「遊休農地解消等」の「遊休農地の発生防止」欄は、次の項目ごとに達成した項目に○を記入
項目① 前年度に遊休農地の新規発生なし

						<u>2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告(第3四半期時点)</u>		
<u>(2) 遊休農地の発生防止・解消</u>								
<u>ア 遊休農地率</u>		<u>イ 遊休農地面積</u>			<u>ウ 利用意向調査</u>	<u>活動日数</u>	<u>(ア) から(ウ)までの合計の活動日数に対する、(ア)及び(イ)の占める割合</u>	
<u>令和□年(事業実施年度の前年)の遊休農地率</u>	<u>令和○年(事業実施年度の当年)の遊休農地率</u>	<u>令和□年(事業実施年度の前年)の遊休農地面積(A)</u>	<u>令和○年(事業実施年度の当年)の遊休農地面積(B)</u>	<u>解消面積(A-B)</u>	<u>利用意向調査面積</u>	<u>うち前期分</u>		
<u>%</u>	<u>%</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>ha</u>	<u>人日</u>	<u>人日</u>	<u>%</u>
<u>注意事項</u>								
<u>(1) 2については、農業委員会毎に、別紙様式第3号の2のアの(ア)から(ウ)までの活動日数、(ア)及び(イ)の占める割合を記入してください。</u>								
[削る]					<u>別紙様式第5号(第4関係)</u>			
					番 <u> </u> 号 年 月 日			
					都道府県知事 宛			
					〇〇農業委員会 会長 <u>〇〇 〇〇</u>			

令和〇年度農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）及び活動状況報告書（前期分）の提出について

農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）第4の2の（3）及び3の（3）に基づき、農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）及び活動状況報告書（前期分）を提出します。

[削る]

令和〇年度農地利用最適化交付金成果実績報告書（前期分）及び活動状況報告書（前期分）

〇〇農業委員会

1 成果実績報告

ア 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積（令和〇年1月1日から同年6月末日まで）

<u>農業委員会の活動による農地集積・集約化面積</u>	<u>ha</u>
<u>うち集約化された農地の面積</u>	<u>ha</u>
<u>うち中山間地・樹園地の面積</u>	<u>ha</u>

イ 農地集積予定面積（令和〇年1月1日から同年6月末日まで）

<u>集積予定面積</u>	<u>ha</u>
---------------	-----------

ウ 農業委員会の活動による担い手等の増加人数等（令和〇年1月1日から同年6月末日まで）

<u>農業委員会の活動による担い手の増加人数等</u>		
<u>集積のうち、非担い手から担い手になった人数</u>	<u>うち新規参入者の人数</u>	<u>農地中間管理機構が借り受けた農地面積</u>
<u>人</u>	<u>人</u>	<u>ha</u>

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告（令和〇年6月末時点）

ア 活動区分ごとの活動日数

<u>活動区分</u>	<u>活動日数</u>	<u>活動内容</u>
<u>(ア) 実質化された人・農地プランに係る活動</u>	<u>人日</u>	

	(イ)担い手への農地 集積・集約化の推 進活動	人日	
	(ウ)遊休農地の発生 防止・解消活動	人日	
	(ア)から(ウ)までの 合計	人日	
	うち(ア)及び (イ)の占める 割合	%	
<p><u>注意事項</u></p> <p>(1) <u>別紙様式第1号に準じて記入してください。</u></p> <p>(2) <u>事業実施年の1月1日から6月末日までに係る別紙様式第3号を作成し、別紙として添付してください。</u></p> <p>(3) <u>1のアについては、別紙様式第3号の別紙2の農業委員会の活動による農地集積・集約化面積(計)の数値を記入してください。</u></p> <p>(4) <u>1のイについては、別紙様式第3号の別紙2の農地集積予定面積(計)の数値を記入してください。</u></p>			
[削る]	<p><u>別紙様式第6号(第4関係)</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長等 宛</p> <p style="text-align: right;">〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇</p> <p><u>令和〇年度〇〇都道府県農地利用最適化交付金成果実績報告書(前期分)及び活動状況報告書(前期分)の提出について</u></p> <p><u>農地利用最適化交付金事業実施要綱(平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命</u></p>		

通知) 第4の2の(3)及び3の(3)に基づき、農業委員会が作成した成果実績報告書及び活動状況報告書を取りまとめましたので提出します。

[削る]

令和〇年度農地利用最適化交付金成果実績報告書(前期分)及び活動状況報告書(前期分)

〇〇都道府県

農業委員会名		1 成果実績報告						
		(1) 農業委員会の活動による農地集積・集約化面積(令和〇年1月1日から同年6月末日まで)		(2) 農地集積予定面積(令和〇年1月1日から同年6月末日まで)		(3) 農業委員会の活動による担い手の増加人数等		
合計		うち集約化された農地の面積	うち中山間地・樹園地の面積	年1月1日から同年6月末日まで	集積のうち、非担い手から担い手になった人数	うち新規参入者の人数	農地中間管理機構が借り受けた農地面積	
単位	ha	ha	ha	ha	人	人	ha	
合計								

2 農地利用の最適化に向けた活動に係る状況報告(令和〇年6月時点)	
活動日数	(ア)から(ウ)までの合計の活動日数に対する、(ア)及び(イ)の割合
人日	%

注意事項

2については、農業委員会ごとに、別記様式第5号の2のアの(ア)から(ウ)までの合計の活動日数、

	<u>(ア) 及び (イ) の占める割合を記入してください。</u>
--	------------------------------------